

第34回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成26年6月25日（水）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成26年6月25日 14時00分から16時05分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉 4番 新垣 直也
- 5番 新垣 勉 6番 新垣 勇
- 7番 安里 健一 8番 比嘉 盛安
- 9番 外間 博則 10番 與那嶺正敏
- 11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

なし

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第135号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第136号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第137号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第138号 非農地証明について

議案第139号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第140号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係長 新垣 忍

主事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

これより第34回農業委員会会議（総会）を開会いたします。
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので、本日25日の1日限りに決定します。
議事録署名人の指名ですけれども、4番さんと6番さんになっておりますので、よろしく
お願いします。
それでは案件、議案第135号から議案第136号、議案第137号、議案第138号まで、一括して
事務局より説明をお願いします。

| | |
|------|--|
| 事務局長 | <p>それでは1ページのほう、よろしくお願いします。</p> <p>(議案第135号を議案書をもとに朗読)</p> <p>補足の説明をいたします。</p> <p>1番は、申請人が自己所有地を資材置場として利用するために転用するものであります。申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。</p> <p>続きまして3ページをお願いします。</p> <p>(議案第136号を議案書をもとに朗読)</p> <p>補足の説明をいたします。</p> <p>1番は、借受人が申請地に食肉加工施設を建設するために、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。</p> <p>申請地は上下水道施設が整備された沿道の区域にあり、半径500m以内に公共的施設が2施設あり、また、背後には集団化された農地が広がっているが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のエの(ア)のaの(a)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替性もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。</p> <p>続きまして5ページをお願いします。</p> <p>(議案第137号を議案書をもとに朗読)</p> <p>それでは、補足の説明をいたします。</p> <p>1番は、譲受人が新規に農業を経営するために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。</p> <p>譲受人が確保する農業機械等の導入台数3台、農作業従事日数300日、営農計画(作目野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で23aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。</p> <p>2番は、借受人が新規に農業を経営するために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。</p> <p>借受人が確保する農業機械等の導入台数3台、農作業従事日数180日、営農計画(作目ウコン)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で20aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。</p> <p>3番は、借受人が新規に農業を経営するために、貸付人より申請地を賃貸借するものであ</p> |
|------|--|

ります。

借受人が確保する農業機械等の導入台数3台、農作業従事日数300日、営農計画（作目野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で40aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。4番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有数2台、農作業従事日数284日、営農計画（作目果樹）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で63aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。続きまして10ページお願いします。

（議案第138号を議案書をもとに朗読）

補足の説明をいたします。

1番の非農地証明ではありますが、申請地は昭和61年に申請者の父親が農地法3条により取得しましたが、営農条件が悪く農作物の栽培には不適地だったため、約27年以上前から畑としては使用しておらず、現在も原野の状態となっております。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長（会長）

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。

（ 現 地 調 査 ）

議長（会長）

再開いたします。

議案第135号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。2番どうぞ。

2番

質問がないようですので、進行をお願いします。

議長（会長）

進行の声がありますので、進行いたします。どなたかご意見をお願いします。2番、どうぞ。

2番

議案第135号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてありますが、事務局から詳しく説明もあり、現場調査もいたしました。現場はもう見るからに畑と

| | |
|--------|--|
| | <p>いうよりも、山林化しているというような状況で、傾斜もあるということで、別途で資材置き場として活用したいということでもありますので、本員は許可相当としたいと思います。</p> |
| 議長（会長） | <p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> |
| 議長（会長） | <p>異議なしでありますので、議案第135号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第136号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p> |
| 議長（会長） | <p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。7番、どうぞ。</p> |
| 7番 | <p>議案第136号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。先ほど事務局のほうから説明もあり、現場調査もいたしました。その屋宜●●原につきましては、周辺は宅地化されています。農業用施設、畜産食肉加工施設を建設しても問題ないと。転用面積も妥当であると。よって本員は許可相当としたいと思います。以上です。</p> |
| 議長（会長） | <p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> |
| 議長（会長） | <p>異議なしでありますので、議案第136号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第137号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。11番どうぞ。</p> |
| 11番 | <p>質問がなかったら進行してください。</p> |
| 議長（会長） | <p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。</p> |
| 11番 | <p>議案第137号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、先ほど事務局の詳しい説明もあり、現場調査もいたしました。権利の種別では所有権の無償移転、賃貸借などが入っていますけれども、営農計画もしっかりしているし、下限面積も十分満たしておりますし、また、それぞれ農業用機械も保有していますし、農業意欲が見られますので本員は1番から4番まで全て許可としたいと思います。以上です。</p> |
| 議長（会長） | <p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> |

| | |
|--------|---|
| | 「異議なし」の声あり |
| 議長（会長） | 異議なしでありますので、議案第137号については許可といたします。 |
| 事務局長 | 次の案件は当事者なので退席いたします。 |
| 議長（会長） | 事務局長は退席します。 では、議案第138号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。 |
| | 「進行」の声あり |
| 議長（会長） | 進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見ををお願いします。7番、どうぞ。 |
| 7番 | 議案第138号 非農地証明交付申請の承認についてであります。現場を調査してみて、これは昔から何も手をつけられてなくて、非農地の理由としては親が購入したものをそのまま何も使わずにいると。また、見た限り、今から畑をするにしても面積的にはわずかな土地ですので、本員は申請どおり承認したいと思います。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいまのご意見に異議ございませんか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議長（会長） | 異議なしでありますので、議案第138号については承認といたします。 続きまして、議案第139号、140号まで一括して説明をお願いします。 |
| 事務局長 | それでは12ページをお願いいたします。 (議案第139号、第140号について議案書をもとに朗読) |
| 議長（会長） | 何かご質問等があればどうぞ。 |
| | 「進行」の声あり |
| 議長（会長） | 進行の声があります。それでは、議案第139号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、今事務局からありましたとおり、そのとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| | 「異議なし」の声あり |
| 議長（会長） | 続きまして、議案第140号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、 |

質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。

「進行」の声あり

議長（会長）

進行いたします。議案第140号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、事務局説明のとおり活動計画をやっていきたいと思いますので、そのとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

では、そのようにやらせていただきたいと思います。
それでは、報告第50号について事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは27ページをお願いいたします。

（報告第50号を朗読する前に以下を説明）

市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が2件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。

（説明後議案書をもとに朗読）

以上で報告を終わります。

議長（会長）

以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。
第34回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 16時05分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 新垣 秀 則

議事録署名人

4番委員 新垣 直 也

議事録署名人

6番委員 新垣 勇